

再生可能エネルギー発電事業に係る主な関係法令等窓口一覧

No.	法令等名	主な規制の概要	手続区分	相談窓口	電話番号
1	土地利用に関する事前指導要綱	○5ha以上の土地について、開発事業を行おうとする場合 ○土地利用に関する事前指導要綱に基づき協議が整った後において、土地利用の目的を変更する場合	事前協議	栃木県総合政策部 地域振興課 土地利用調整班	028-623-2267
2	国土利用計画法	次の規模の土地について、土地取引を行った場合(契約日から二週間以内) ○非線引き都市計画区域 5,000㎡以上 ○都市計画区域外 10,000㎡以上	届出	那須塩原市都市計画課 都市計画係	0287-62-7159
3	都市計画法	開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行う場合で次のもの ○非線引き都市計画区域内での3,000㎡以上の開発行為 ○都市計画区域外での1ha以上の開発行為	許可	那須塩原市都市計画課 開発指導係	0287-62-7048
4	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内の農用地(青地)を除外する場合	届出	那須塩原市農務畜産課 農業振興係	0287-62-7147
5	農地法	農地を転用(農地以外のものにする)しようとする場合	許可	那須塩原市農業委員会 農地係	0287-62-7185
6	森林法	【許可】 地域森林計画対象民有林で0.5haを超えて開発する場合 【届出】 地域森林計画民有林で0.5ha以内の立木を伐採する場合	許可・届出	那須塩原市農務畜産課 農林整備係	0287-62-7152
7	建築基準法	電気事業法等の適用を受ける工作物については適用除外。ただし、架台下の空間を屋内的用途に供する場合等は建築物に該当するため、手続が必要。 パワーコンディショナを収納する専用コンテナについても適用除外。ただし、複数積み重ねる場合を除く。	確認申請	那須塩原市建築指導課 審査係	0287-62-7174
8	道路法	道路に関する工事又は維持を行う場合や道路に工作物等を設置する場合	許可	那須塩原市保全管理課 管理係 道路保全係	0287-62-7164 0287-62-7165
9	河川法	県知事が管理する県内の一級河川の河川区域及び河川保全区域内において、それぞれ以下の行為をする場合 ○河川区域内 ・土地の占用、土砂等の採取、工作物の新築等 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 ○河川保全区域内 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為	許可	栃木県大田原土木事務所 保全部 保全管理課	0287-23-6613
10	栃木県砂防指定地の管理等に関する条例	砂防指定地内において以下の行為をしようとする場合 ○土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更 ○竹木の伐採 ○土石、砂れき又は鉱物の投棄又はたい積 ○火入れ又はたき火 ○工作物の新築、改築又は除却 ○砂防設備の占有 ○砂防設備における土石、砂れき、芝草等の採取	許可		
11	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内において以下の行為をしようとする場合 ○水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為 ○ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ○のり切、切土、掘削又は盛土 ○立木竹の伐採 ○木竹の滑下又は地引による搬出 ○土石の採取又は集積 ○急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	許可		
12	地すべり等防止法	地すべり防止区域内において以下の行為を使用とする場合 ○地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 ○地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為 ○のり切又は切土で政令で定めるもの ○ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良 ○地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	許可		
13	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域内において以下の行為を使用とする場合 ○住宅(自己の住居の用に供するものを除く)並びに高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為	許可		

No.	法令等名	主な規制の概要	手続区分	相談窓口	電話番号
14	那須塩原市景観条例	景観形成重点地区における土地の形質の変更で区域の面積が1,000㎡以上のもの	届出	那須塩原市都市計画課 都市計画係	0287-62-7159
15	那須塩原市屋外広告物条例	屋外広告物を設置しようとする場合	許可	那須塩原市都市計画課 都市計画係	0287-62-7159
16	栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	土砂等の埋立て等供する区域の面積が3,000㎡以上である事業を行おうとする場合 ※3,000㎡未満は、市サーキュラーエコノミー課に確認	許可	栃木県北環境森林事務所 環境対策課	0287-22-2277
17	土壌汚染対策法	3,000㎡以上の土地の形質変更がある場合	届出		
18	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成工事規制区域で以下のような土地の形質の変更等の行為を行う場合 ○切土した部分が高さ2mを超えるがけができる場合、又は、盛土した部分が高さ1mを超えるがけができる場合 ○切土と盛土とを同時にする場合、盛土の部分が1m以下のがけができ、かつ、切土と盛土を併せて2mを超えるがけができる場合 ○切土又は盛土をする土地の面積が500㎡を超える場合	許可	栃木県土整備部 都市政策課 盛土安全推進班	028-623-2801
19	都市緑地法	緑地保全地域内及び特別緑地保全地域内において次の行為をしようとする場合 ○建築物その他の工作物の新築・改築・増築 ○宅地造成、土地開墾、土石採取等の土地の形質変更 ○水面の埋立・干拓、木竹の伐採等 ※市内に該当地域はありません。	許可・届出	那須塩原市都市計画課 都市計画係	0287-62-7159
20	採石法	岩石の採取を行おうとする場合	認可	栃木県産業労働観光部 工業振興課 鉱政担当	028-623-3197
21	砂利採取法	砂利の採取を行おうとする場合	認可		
22	文化財保護法	【許可】 史跡・名勝天然記念物指定地において現状変更をしようとする場合 【届出】 周知の埋蔵文化財包蔵地で工場等の設置をしようとする場合	許可・届出	那須塩原市教育委員会事務局 生涯学習課 文化振興係	0287-37-5419
23	栃木県文化財保護条例	史跡・名勝天然記念物指定地において現状変更をしようとする場合	許可	栃木県生活文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護担当	028-623-3424
24	栃木県環境影響評価条例	事業内容によっては手続が必要	環境影響評価手続	栃木県環境森林部 環境森林政策課 環境立県戦略室	028-623-3294
25	自然公園法	国立公園内で工作物の新築、鉱物の掘採、土砂の採取等の行為を行う場合	許可・届出	環境省 那須管理官事務所	0287-76-7512
26	栃木県自然公園条例	県立自然公園内で工作物の新築、鉱物の掘採、土砂の採取の行為を行う場合 ※市内に該当地域はありません。	許可・届出	栃木県環境森林部 自然環境課 自然公園担当	028-623-3211
27	自然環境保全法	国指定の自然環境保全地域内で建築物その他の工作物の新築、水面の埋立て、木竹の伐採等の行為を行う場合	申請・届出	環境省関東地方環境事務所	048-600-0816
28	自然環境の保全及び緑化に関する条例 (栃木県)	県指定の自然環境保全地域及び緑地環境保全地域内で建築物その他の工作物の新築、水面の埋立て、木竹の伐採等の行為を行う場合	許可・届出	栃木県環境森林部 自然環境課 野生生物・鳥獣対策班	028-623-3207
		貴重な動植物の生息・生育環境を有する5ha以上の土地の形質変更を伴う行為を行う場合	協定締結		
29	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区で建築物その他の工作物の新築、水面の埋立て、木竹の伐採等の行為を行う場合	許可	那須塩原市ネイチャー・ボシティブ課 自然共生係	0287-74-2602
30	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区域内の管理地区において、工作物の新築等各種行為を使用とする場合	許可	環境省 関東地方環境事務所	048-600-0817
31	とちぎふるさと街景観条例	街景観形成地区内において、建築物の新増改築、木竹の伐採、屋外での物品の集積、鉱物の採掘等の行為を行う場合	届出	那須塩原市都市計画課 都市計画係	0287-62-7159
32	那須塩原市雨水処理施設設置指導要綱	開発区域の面積が1,000㎡以上の土地開発事業	事前協議	那須塩原市都市計画課 開発指導係	0287-62-7048
33	那須塩原市法定外公共物管理条例	法定外公共物に関する手続	許可	那須塩原市保全管理課 管理係	0287-62-7164
34	那須塩原市希少野生動植物種の保護に関する条例	事業計画地に希少野生動植物種が生息・生育している場合には、その生息・生育環境の保全について配慮	配慮の実施	那須塩原市ネイチャー・ボシティブ課 自然共生係	0287-62-2602
35	那須塩原市文化財保護条例	史跡・名勝天然記念物指定地において現状変更をしようとする場合	許可	那須塩原市教育委員会事務局 生涯学習課 文化振興係	0287-37-5419
36	那須塩原市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン	全量売電を主たる目的とした再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする場合 ※設置にあたりNo37に基づく許可を要するものを除く。	届出	那須塩原市カーボンニュートラル課 気候変動対策係	0287-73-5651
37	那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例	規模によらず太陽光発電設備及び発電事業に必要な付帯設備を設置しようとする場合 ※建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する場合等は除く。	許可	那須塩原市カーボンニュートラル課 気候変動対策係	0287-73-5651